

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第 41 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき 愛知県が定める図書

- 1 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成 24 年省令第 86 号）（以下「省令」という。）第 41 条第 1 項の規定に基づき愛知県が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。
 - 一 登録建築物調査機関（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 76 条第 1 項に規定する登録建築物調査機関）又は、登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）（以下「品確法」という。）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関）（以下「適合性確認機関」という。）の技術的審査を受けた場合にあっては、当該適合性確認機関が交付する適合証
 - 二 住宅の申請における、平成 24 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 119 号（以下「告示 119 号」という。）Ⅰ第 2. 1-3 に規定する基準の審査にあたり、告示 119 号Ⅰ第 2. 1-2（2）に基づき国土交通大臣が認めた場合の住宅にあっては、その基準に適合する旨の認定書等
 - 三 住宅の申請における、告示 119 号Ⅱ第 1. 6 に規定する基準の審査にあたり、登録住宅型式性能認定等機関（品確法第 44 条第 1 項に規定する登録住宅型式性能認定等機関）が行う住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあっては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し
 - 四 告示 119 号Ⅱ第 2 に規定する愛知県が認めるものの基準に係る審査については、県民の生活環境の保全等に関する条例第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき、愛知県建設部建築担当局住宅計画課（以下「住宅計画課」という。）へ提出した特定建築物環境配慮計画書又は、特定外建築物環境配慮計画書の提出に関する要綱第 4 条の規定に基づき住宅計画課へ提出した、特定外建築物環境配慮計画書の副本の写し
 - 五 都市の低炭素化の促進に関する法律第 3 条第 2 項第四号に基づく平成 24 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 118 号第 4.（2）③に規定する都市の緑地の保全への配慮に係る制限等を有する地域での申請にあっては、その制限等に適合する旨の証明書等
 - 六 都市計画基本図の写し
 - 七 認定を受けた低炭素建築物新築等計画に基づく建築等工事が完了した場合にあっては、認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事が完了した旨の報告書（愛知県が定める様式第 7 号）及び、認定低炭素建築物新築等計画に従って工事が行われた旨の確認書（愛知県が定める様式第 8 号）
- 2 省令第 41 条第 3 項の規定に基づき愛知県が不要と認める図書は、次に掲げる図書とする。
 - 一 住宅の申請における、告示 119 号Ⅱ第 1. 6 に規定する基準の審査にあたり、住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る低炭素建築物新築等計画の認定申請のうち、住宅型式性能認定書の写しを添えたものにあっては、低炭素建築物新築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、住宅型式性能認定書等において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項と

して指定されたもの

- 二 住宅の申請における、告示 119 号 I 第 2. 1-3 に規定する基準の審査にあたり、告示 119 号 I 第 2. 1-2 (2) に基づき国土交通大臣が認めた場合の住宅に係る低炭素建築物新築等計画の認定申請のうち、認定書等の写しを添えたものにあつては、低炭素建築物新築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、当該認定書等において明示することを要しない事項として指定されたもの



告示第118号の「都市の緑地の保全への配慮」に関する取り扱い

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項第2号に係る、平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第118号の都市の緑地の保全への配慮に関する取り扱いを次のとおりとする。

- 1 建築物が、次の各号に定める制限のうち、緑地の保全に関する制限の内容に適合しない場合は、認定を行わない。
 - 一 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第6条に規定する緑地保全計画
 - 二 都市緑地法第12条に規定する特別緑地保全地区
 - 三 都市緑地法第34条に規定する緑化地域
 - 四 都市緑化法第45条に規定する緑地協定
 - 五 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条に規定する生産緑地地区
 - 六 建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条の規定による条例に基づき認可された建築協定
 - 七 緑地保全に関する市町村の条例
- 2 次の区域は、原則、認定を行わない。
 - 一 都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項第2号に規定する都市施設である緑地

告示第 1 1 9 号Ⅱ第 2 に規定する所管行政庁が認めるもの

平成 2 4 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 1 9 号Ⅱ第 2 に規定する所管行政庁が認めるものは次のものとする。

- 一 県民の生活環境の保全等に関する条例（平成 1 5 年愛知県条例第 7 号。） 第 7 5 条の 3 第 1 項の規定により提出した「特定建築物環境配慮計画書」又は特定外建築物環境配慮計画書の提出に関する要綱第 4 条の規定により提出した「特定外建築物環境配慮計画書」において、愛知県建築物総合環境性能評価システム（CASBEE あいち又は CASBEE あいち〔戸建〕）を用いて行ったライフサイクル CO₂（温暖化影響チャート）の評価が「緑☆☆☆」以上かつ、建築物（すまい）の環境効率（BEE ランク&チャート）の評価が「B+」以上のもの。